

公示番号：170305

国名：コートジボワール

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：農業機械サービスの質及びアクセス向上プロジェクト詳細計画策定調査（農業機械サービス）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農業機械サービス
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年7月上旬から2017年9月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50 M/M、現地 0.93 M/M、合計 1.43 M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 28日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月7日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月20日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- （計100点）

類似業務	農業機械分野における各種業務
対象国／類似地域	コートジボワール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

コートジボワールにおける農業セクターは、GDPの22.4%（WDI, 2014）、労働人口の約48%（FAOSTAT 2012）を占め、国家の持続的な成長のためには農業セクターの推進が必要不可欠である。食用作物については、ヤムイモ、キャッサバ、バナナはほぼ自給が達成されているものの、コメの国内生産量は国内消費量の約30%にしか達しておらず（FAOSTAT, 2014）、輸入に依存している。

作物の生産性は、種子の品質や作付け技術、バリューチェーン等様々な要因により向上するものであるが、農業機械（以下、「農機」）の適切な利用による各生産段階での労働力の軽減や耕作面積の拡大も生産性の向上に寄与する要因となる。特に耕耘作業は、収穫や脱穀作業に比べて人力で行う労力が多大であるため、生産者による農機の利用により、その生産性を高めることができる。しかし実際には、生産者が農機を適時に活用できないために、作物面積の限定や作付け回数の減少といった状況が生じている。この原因として、農機の絶対数の不足、農機にアクセスするための経済的バリア、農機を適正かつ計画的に活用できる人材不足等が挙げられる。

コートジボワール政府は2010年7月に「国家農業投資計画(PNIA2010-2015)」を策定し、その重点プログラムの一つである「農業の生産性及び競争力の向上」において、農業機械化の促進を掲げている。さらに、JICA及びアフリカ稲作振興のための共同体(Coalition for African Rice Development : CARD)事務局の支援により、機械化を促進するための方針を明確にした戦略として2015年7月に「農業機械化のための国家戦略(SNDMA2016-2020)」が策定されている(国家未承認)。稲作部門においては、2008年に国家稲作振興戦略(SNDR)が策定され、2011年にその改訂版「SNDR 2012-2020」を発表している¹。

我が国の対コートジボワール援助方針では、重点分野の1つに「経済成長の加速化」を据え、食料自給率の向上及び農村地域の経済活動の拡大を目指す「一次産業振興プログラム」を開発課題に掲げている。農業機械化の促進は農業の生産性の向上に寄与することから、同プログラムに位置づけられる。

かかる状況を踏まえ、コートジボワール農業農村開発省は、同省計画・案件監理・統計総局及び水管理・農業生産近代化局を実施機関とする農業機械化促進のための行政強化、農業機械訓練センター(CFMAG)の研修能力強化を通じた人材育成を目的に、我が国に技術協力プロジェクト「農業機械サービスの質及びアクセス向上プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」)を要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトの実施に向けて、2017年3月に実施した事前調査結果(実施機関として、農業農村開発省(計画・案件監理・統計総局、水管理・農業生産近代化局)及び国家稲開発事務局とし、CFMAGは含めない。農

¹食用作物において戦略文書が作成されているのはコメに限られる。

業機械サービス事業モデルの構築・実証を柱とし、そのための行政強化を含めた協力の枠組みについて先方と合意した。)を踏まえ、コートジボワールにおける農業機械の現状、法制度整備及び運用状況、農家の農業機械アクセスの現状と課題等を確認し、収集した情報を分析・整理した上で、コートジボワール側とプロジェクトの協力の枠組み(上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、指標、協力期間、実施体制、投入等)について確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書(M/M)の締結を行うとともに事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、本プロジェクトの目標、成果、活動の中心となる農業機械サービスについて、すでに農業機械サービスを提供している地域において、プロジェクト開始時から実証のための活動が可能なサイト選定及び具体的な計画のとりまとめに協力する。本調査では、現地調査期間中(調査中間時点でのJICA団員とのテレビ会議及び同団員現地到着時)にJICA団員に対し中間及び現状報告を行い、本プロジェクトの方向性について協議を行う。調査後半ではその結果を踏まえて更なる情報収集や相手国政府との協議を行うこととする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2017年7月上旬～7月中旬)
 - ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書、事前調査報告資料、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
 - ② コートジボワール側関係機関に対する質問票(案)(英文)を作成する。
 - ③ JICA団員等と協議のうえ、PDM(Project Design Matrix)(案)(和文・英文)、PO(Plan of Operations)案(和文・英文)、モニタリングシート案(英文)、その他現地協議用資料等の作成に協力する。
 - ④ 調査団内の事前・現地打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間(2017年7月中旬～8月中旬)
 - ① JICAコートジボワール事務所等との打合せに参加する。
 - ② プロジェクトの背景・目的・内容を確認する(要請書や関連報告等の内容を踏まえたうえで、コートジボワール側関係機関のニーズを確認する。プロジェクト対象地域の選定条件についてもあわせて確認する。)
 - ③ コートジボワール側関係機関・(当初から活動が開始できる)プロジェクト対象候補地域の農業機械に関わる関係者(農家/組合、農業機械サービス提供者、農業機械販売代理店、金融機関等)との協議及び現地調査に参加する。
 - ④ JICAコートジボワール事務所を通じてあるいは本業務従事者により直接回収される質問票を分析し、その結果を団内で共有する。質問票調査を踏まえ、関係者へのインタビューを通じて、担当分野に係る以下を含む関連情報・資料を首都及びプロジェクト対象地域において収集し、現状把握及び課題の分析を行うと共に、他のJICA等調査団員及びその他の関係者と協議を行い、協力の枠組

み（活動案含）等を検討する。

ア）農業機械サービスの提供者の形態、同サービス提供内容（農機や作業機の種類、物理的サービス対象地域、料金、支払方法）、サービスのニーズ、作目・作期パターン等

イ）受益者のニーズ、機械化することで可能となる農作業（付加価値の高い作物の栽培）あるいは農外収入の可能性

ウ）金融機関、修理工場、代理店、コートジボワール農業省地方事務所等出先機関

- ⑤ プロジェクトにかかるJICA側の投入規模（専門家の分野・MM、派遣計画、機材等）算定
- ⑥ 調査団及びコートジボワール側関係機関と協議の上、担当分野に係るPDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、モニタリングシート案の作成に協力する。
- ⑦ 関係者との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑧ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から担当分野に係る事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査報告を団内に共有し、JICAコートジボワール事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2017年8月中旬～下旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ② 収集資料の整理（収集資料リストの作成含）を行う。
- ③ 帰国報告会、団内打合せ等に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- （1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）：1部
上記については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ/パリ⇒アビジャン⇒ドバイ/パリ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- （1）業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程

現地派遣期間は2017年7月10日（7月11日現地着）～8月6日（8月5日現地発）を予定しています。他の業務従事者「評価分析」も同時期派遣予定です。JICAの調査団員は、本業務従事者から2週間程度遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括／（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 農業機械サービス（本コンサルタント）
- エ) 評価分析（JICAが別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAコートジボワール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上
JICAが必要に応じアレンジします。
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
JICA事務所での作業は可能です。
- キ) その他
査証取得は「生体認証入国査証」となり、①オンラインでの事前登録、②コートジボワールの空港での査証取得が必要となりました。査証の取得にあたっては、クレジットカード等個人情報の入力が必要なため、渡航者ご自身にオンラインにて申請の手続きを行っていただきます。

(2) 参考資料

①公開資料

本業務に参考となる以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・コートジボワール国農業分野基礎情報収集・確認調査ファイナルレポート
http://open_jicareport.jica.go.jp/807/807/807_515_12121505.html

②貸与資料

本業務に関する以下の資料等をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL：03-5226-8444）にて貸与します。

- ・ NATIONAL DEVELOPMENT STRATEGY FOR AGRICULTURAL MECHANISATION
- ・ 要請書、事前調査資料

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上